

# 飲酒運転を

しない!

させない!

許さない!

石川県飲酒運転根絶条例を制定  
(令和5年4月1日)



運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが  
低下し、非常に危険です!(死亡事故率約7倍!)

石川県 飲酒運転根絶条例



石川県のHPをチェック!



# 飲食店・事業者の皆様へ

## ● 飲酒運転根絶宣言制度

飲酒運転の根絶に向けた取り組みを行うことを宣言していただいた飲食店や事業者を県で登録し、広く県民に公表する制度です。

**宣言していただける飲食店、事業者を募集します。**

### 取組例

飲食店の場合 たとえば…

- ハンドルキーパー運動の推進  
※お酒を飲まない「ハンドルキーパー」を決め、仲間同士で飲酒運転を防止する運動です。

その他の事業者の場合 たとえば…

- 従業員に対する飲酒運転根絶の啓発活動
- 車両を使用する従業員への事前点検



## 宣言をすると

「飲酒運転根絶宣言店・事業所」として登録します。「登録証」及びステッカー等の啓発グッズを交付しますので、それぞれの飲食店・事業所において「登録証」を掲示のうえ、宣言した取組を行って下さい。

※県のホームページに宣言店・事業所一覧を掲載します。

詳しくはこちら  
(石川県HP)



# 県民の皆様へ

## ● 通報

飲酒運転の抑止効果を高めるため、県民の皆様が、飲酒運転（その疑いを含む）を発見した場合は、警察官に通報（110番）してください。



## ● 飲酒運転根絶の日

県民総ぐるみで飲酒運転根絶を推進するため、12月11日を飲酒運転根絶の日としました。

**飲酒運転は重大な犯罪です。運転者以外も厳しく罰せられます。(車両提供・酒類提供・同乗)**

● お問い合わせ 石川県生活環境部生活安全課 ☎ 076(225)1387